

該当箇所	変更前（R4.5.17 第1回会議資料）	変更後	理由
	第1章 総則	第1章 総則	
第1条	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって</u>_____</p> <p>_____市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>戦災により本市の貴重な公文書等が焼失した経緯を踏まえ、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を後世に継承することの重要性及び自由民権運動発祥の地である本市において、これらの公文書等が、市民の知る権利を保障し、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって職員の資料尊重の意識を醸成し、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</u></p>	<p>・第1回と第2回会議での議論を踏まえた内容に変更</p>
第2条第2項	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>第19条において同じ。</u>）を含む。同条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>以下同じ。</u>）を含む。<u>第20条を除き、以下同じ。</u>）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p>・文言整理し、第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	<p>(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p> <p>(3) <u>高知市立図書館</u>その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1) 官報、_____白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p> <p>(3) <u>高知市立市民図書館</u>その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3 (略)</p>	
第2条第4項	<p>4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>第8条第1項</u>の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第2項_____の規定により市長に移管されたもの</p> <p>(2) 法人その他の団体（市を除く。<u>第12条第1項第2号</u>において「法人等」という。）又は個人から市行政の推移が跡付けられるものとして市長に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>第9条第1項</u>の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第2項<u>又は第4項</u>の規定により市長に移管されたもの</p> <p>(2) 法人その他の団体（市を除く。<u>第13条第1項第2号</u>において「法人等」という。）又は個人から市行政の推移が跡付けられるものとして市長に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>5 (略)</p>	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
新たに規定		<p><u>(公文書の管理に関する原則)</u></p> <p><u>第4条 実施機関の職員は、この条例の目的を十分に認識し、公文書の作成、整理、保存等を適切に行わなければならない。</u></p>	・公文書管理に対する職員の姿勢について新たに規定
	第2章 公文書の管理 第1節 文書の作成	第2章 公文書の管理 第1節 文書の作成	
第4条→第5条	<u>第4条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	第2節 公文書の整理等	第2節 公文書の整理等	
第5条→第6条	(整理) 第5条 (略)	(整理) 第6条 (略)	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
第6条→第7条	(保存) 第6条 (略)	(保存) 第7条 (略)	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
第7条第1項 →第8条第1項	(公文書ファイル管理簿) 第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、市長が規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「情報公開条例」という。）第9条_____に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、市長が規則で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。	(公文書ファイル管理簿) 第8条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、市長が規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「情報公開条例」という。）第9条又は高知市議会情報公開条例（平成12年条例第83号）第13条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、市長が規則で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ ・議会では、独自に高知市議会情報公開条例を定めているため、同条例に規定する非公開情報に該当するものについても公文書ファイル管理簿に記載しないこととする
第7条第2項 →第8条第2項	2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、第10条に規定する公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。	2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、第11条に規定する公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
第8条第1項 →第9条第1項	(移管又は廃棄) 第8条 市長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、特定歴史公文書等として引き続き保存し、又は廃棄しなけれ	(移管又は廃棄) 第9条 市長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第6条第5項の規定による定めに基づき、特定歴史公文書等として引き続き保存し、又は廃棄しなけれ	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	ばならない。	ばならない。	
第8条第2項 →第9条第2項	2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、 <u>第5条第5項</u> の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。	2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、 <u>第6条第5項</u> の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
第8条第3項 →第9条第3項	3 市長以外の実施機関（議会を除く。次項において同じ。）は、前項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を_____廃棄しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。 4 (略)	3 市長以外の実施機関（議会を除く。次項において同じ。）は、前項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を <u>市長に移管し、又は廃棄しようとするときは</u> 、あらかじめ市長と協議しなければならない。 4 (略)	・公文ファイル等を廃棄の場合のほか、移管する場合にも市長との事前協議をすることとした
第8条第5項 →第9条第5項	5 実施機関（議会にあつては、議長。次条第1項、 <u>第10条第4項</u> 、 <u>第12条第1項第1号ウ</u> 及び <u>第34条</u> において同じ。）は、_____第2項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、 <u>第12条第1項第1号</u> に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。	5 実施機関（議会にあつては、議長。次条第1項、 <u>第11条第4項</u> _____及び <u>第44条</u> において同じ。）は、 <u>第1項</u> の規定により引き続き保存し、又は第2項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、 <u>第13条第1項第1号</u> に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。	・文言整理し、第4条を新たに規定したこと等による条ずれ
第9条→第10条	(管理状況の報告等) <u>第9条</u> (略)	(管理状況の報告等) <u>第10条</u> (略)	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
第10条第1項 →第11条第1項	(公文書管理規程) <u>第10条</u> 実施機関は、公文書の管理が <u>第4条</u> から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下この条において「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。 2 (略)	(公文書管理規程) <u>第11条</u> 実施機関は、公文書の管理が <u>第5条</u> から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下この条において「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。 2 (略)	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
第10条第3項 →第11条第3項	3 実施機関（議会を除く。）は、公文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、 <u>第27条第1項</u> に規定する	3 実施機関（議会を除く。）は、公文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、 <u>高知市公文書管理委員会</u>	・第23条から第31条を新たに規定したことによる文言

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	<p>高知市公文書管理委員会（第21条において「<u>公文書管理委員会</u>」という。）の意見を聴かなければならない。市長が規則で定める軽微な変更該当する場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（第37条第1項に規定する高知市公文書管理委員会をいう。第3章において同じ。）の意見を聴かなければならない。市長が規則で定める軽微な変更該当する場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 （略）</p>	整理
	第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等	第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等	
第11条→第12条	<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第11条 市長は、特定歴史公文書等について、<u>第24条</u>の規定に基づき廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 市長は、特定歴史公文書等について、<u>第34条</u>の規定に基づき廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	・第4条、第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ
第11条第3項→第12条第3項	<p>3 市長は、特定歴史公文書等に<u>高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号）第2条第2項に規定する個人情報（死者に関する個人情報にあつては、当該特定歴史公文書等が作成又は取得されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき個人情報に限る。）</u>が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>3 市長は、特定歴史公文書等に<u>個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 （略）</p>	・個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法の規定が地方公共団体においても適用されることに伴い、公文書管理法の規定に準じた文言に修正
第12条第1項→第13条第1項	<p>（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）</p> <p>第12条 市長は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 情報公開条例第9条第1号、第3号、<u>第4号</u>、第</p>	<p>（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）</p> <p>第13条 市長は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 情報公開条例第9条第1号、第3号、<u>第7号</u>又は</p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p> <p>・特定歴史公文書等の利用制限事由について整理</p> <p>・エは、高知市行政情報公開条例第9条第6号のうち、監査等の事務に限定して規定</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	<p><u>6号又は第8号に掲げる情報</u></p> <p>イ 情報公開条例第9条第2号に掲げる情報</p> <p>ウ <u>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第8号に掲げる情報</p> <p>イ 情報公開条例第9条第2号に掲げる情報</p> <p>ウ <u>情報公開条例第9条第4号に掲げる情報</u></p> <p>エ <u>市の機関又は国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う取締り、調査、検査及び監査等の事務又は事業（以下この号において「事務等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	
<p>第12条第2項 →第13条第2項</p>	<p>2 市長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に<u>第8条第5項の規定による意見が付されている場合に</u></p>	<p>2 市長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に<u>第9条第5項の規定による意見が付されている場合に</u></p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
第12条第3項 →第13条第3項	<p>は、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アから<u>ウ</u>までに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>は、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アから<u>エ</u>までに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>・第13条第1項の変更に伴うもの</p>
第13条→第14条	<p>（本人情報の取扱い）</p> <p><u>第13条</u> （略）</p>	<p>（本人情報の取扱い）</p> <p><u>第14条</u> （略）</p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第14条第1項 →第15条第1項	<p>（利用請求の方法）</p> <p><u>第14条</u> 利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項その他の規則で定める事項を記載した請求書（次項において「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>第11条</u>第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用請求の方法）</p> <p><u>第15条</u> 利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項その他の規則で定める事項を記載した請求書（次項において「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>第12条</u>第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</p> <p>2 （略）</p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第15条第1項 →第16条第1項	<p>（利用請求に対する決定等）</p> <p><u>第15条</u> （略）</p>	<p>（利用請求に対する決定等）</p> <p><u>第16条</u> （略）</p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第16条第1項 →第17条第1項	<p>（利用決定等の期限）</p> <p><u>第16条</u> 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第14条</u>第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に</p>	<p>（利用決定等の期限）</p> <p><u>第17条</u> 前条の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第15条</u>第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入</p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	算入しない。 2 (略)	しない。 2 (略)	
第17条→第18条	(利用決定等の期限の特例) <u>第17条</u> (略)	(利用決定等の期限の特例) <u>第18条</u> (略)	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ
第18条第1項 →第19条第1項	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) <u>第18条</u> 利用請求に係る特定歴史公文書等に実施機関及び利用請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、市長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) <u>第19条</u> 利用請求に係る特定歴史公文書等に <u>国, 独立行政法人等, 地方公共団体, 地方独立行政法人及び利用請求者以外の者</u> (以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、市長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ ・公文書管理法第18条の規定に準じたものに文言修正
第18条第2項 →第19条第2項	2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第9条 <u>第3号</u> ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第9条 <u>第2号</u> ただし書イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	・高知市行政情報公開条例第9条第2号ただし書イに規定する情報についても、第三者に意見書提出の機会を付与するよう整理
第18条第3項 →第19条第3項	3 市長は、特定歴史公文書等であって <u>第12条</u> 第1項第1号ウに該当するものとして <u>第8条</u> 第5項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等に移管した実	3 市長は、特定歴史公文書等であって <u>第13条</u> 第1項第1号ウに該当するものとして <u>第9条</u> 第5項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等に移管した実	・第4条を新たに規定したことによる条ずれ

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
第18条第4項 →第19条第4項	<p>施機関に対し，利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して，意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>4 市長は，第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは，その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において，市長は，その決定後直ちに，当該意見書（第21条第2項第2号_____において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し，利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>施機関に対し，利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して，意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>4 市長は，第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは，その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において，市長は，その決定後直ちに，当該意見書（第22条第2項第2号及び第23条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し，利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第19条→第20条	<p>（利用の方法）</p> <p>第19条 （略）</p>	<p>（利用の方法）</p> <p>第20条 （略）</p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第20条→第21条	<p>（費用負担）</p> <p>第20条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は，規則で定めるところにより，当該写しの<u>交付</u>に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>（費用負担）</p> <p>第21条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は，規則で定めるところにより，当該写しの<u>作成及び送付</u>に要する費用を負担しなければならない。<u>ただし，市長は，特別の事由があると認めた場合は，当該費用を免除することができる。</u></p>	<p>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</p> <p>・高知市行政情報公開条例に準じて，費用の免除に関する規定を追加</p>
第21条第2項 →第22条第2項	<p>（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは，市長は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，<u>公文書管理委員会</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは，市長は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，<u>高知市公文書管理委員会</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>・第11条第3項（旧第10条第3項）の文言整理によるもの</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
第21条第3項 →削除	(1)・(2) (略) 3 情報公開条例第17条第2項、第18条及び第21条から第27条までの規定は、第1項の審査請求について準用する。この場合において、情報公開条例第17条第2項中「前項」とあるのは「高知市公文書等の管理に関する条例(以下「公文書管理条例」という。)第21条第2項」と、同項中「実施機関(以下「諮問実施機関」という。)」とあり、情報公開条例第21条第1項から第3項までの規定中「諮問実施機関」とあり、情報公開条例第21条第4項中「諮問実施機関の職員」とあるのは「市長」と、情報公開条例第17条第2項第2号中「公開請求者(公開請求者)」とあるのは「利用請求(公文書管理条例第12条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。)をした者(利用請求をした者)」と、同項第3号中「行政情報の公開」とあるのは「特定歴史公文書等(公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)の利用」と、「反対意見書」とあるのは「公文書管理条例第18条第4項に規定する反対意見書」と、情報公開条例第18条第1号中「公開決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第2号中「公開決定等」とあるのは「利用決定等(公文書管理条例第16条第1項に規定する利用決定等をいう。第21条において同じ。)」と、同号並びに情報公開条例第21条第1項及び第3項並びに第24条中「行政情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同号中「公開する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の公開」とあるのは「を利用させること」と、情報公開条例第21条から第27条までの規定中「審査会」とあるのは「高知市公文書管理委員会」と、情報公開条例第21条第1項及び第3項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等」と読み替えるものとする。	(1)・(2) (略)	・ 個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法が地方公共団体においても適用されることに伴い、個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定
新たに規定		(諮問をした旨の通知) 第23条 前条第2項の規定により諮問をした市長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	・ 個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
		<p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	
新たに規定		<p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第24条 第19条第4項の規定は，次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し，又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る利用決定等（審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し，当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>・個人情報保護条例の改正が予定されているため，同条例の準用ではなく，必要な条文を規定</p>
新たに規定		<p>（高知市公文書管理委員会の調査権限）</p> <p>第25条 高知市公文書管理委員会は，第22条第2項の規定により諮問された事項を調査するために必要があると認めるときは，市長に対し，利用決定等に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合において，何人も，高知市公文書管理委員会に対し，その提示された特定歴史公文書等の公開を求めることができない。</p> <p>2 市長は，高知市公文書管理委員会から前項の規定による求めがあったときは，これを拒んではならない。</p>	<p>・個人情報保護条例の改正が予定されているため，同条例の準用ではなく，必要な条文を規定</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
		<p>3 高知市公文書管理委員会は、第22条第2項の規定により諮問された事項を調査するために必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を高知市公文書管理委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、高知市公文書管理委員会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に規定するもののほか、高知市公文書管理委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、市長その他関係人（以下「審査請求人等」という。）に対し、出席を求めて意見を聴くこと、意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	
新たに規定		<p>（意見の陳述等）</p> <p>第26条 高知市公文書管理委員会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、高知市公文書管理委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、高知市公文書管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>・個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定</p>
新たに規定		<p>（意見書等の提出）</p> <p>第27条 審査請求人等は、高知市公文書管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、高知市公文書管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>・個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
新たに規定		<p>(委員による調査手続)</p> <p>第28条 高知市公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第25条第1項の規定により提示された特定歴史公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第26条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>・個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定</p>
新たに規定		<p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第29条 高知市公文書管理委員会は、第25条第3項若しくは第4項又は第27条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、高知市公文書管理委員会に対し、高知市公文書管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を高知市公文書管理委員会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、高知市公文書管理委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 高知市公文書管理委員会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、</p>	<p>・個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
		高知市公文書管理委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 4 高知市公文書管理委員会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	
新たに規定		(調査審議手続の非公開) 第30条 第22条第2項の規定による諮問に応じ、高知市公文書管理委員会が調査審議する会議は、公開しない。	・個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定
新たに規定		(答申書の送付等) 第31条 高知市公文書管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	・個人情報保護条例の改正が予定されているため、同条例の準用ではなく、必要な条文を規定
第22条→第32条	(利用の促進) 第22条 市長は、特定歴史公文書等(第12条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。	(利用の促進) 第32条 市長は、特定歴史公文書等(第13条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。	・第4条、第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ
第23条→第33条	(移管元実施機関による利用の特例) 第23条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が市長に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第12条第1項第1号の規定は、適用しない。	(移管元実施機関による利用の特例) 第33条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が市長に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第13条第1項第1号の規定は、適用しない。	・第4条、第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ
第24条→第34条	(特定歴史公文書等の廃棄) 第24条 (略)	(特定歴史公文書等の廃棄) 第34条 (略)	・第4条、第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ
第25条→第35条	(保存及び利用の状況の公表)	(保存及び利用の状況の公表)	・第4条、第23条から第31条

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	第25条 (略)	第35条 (略)	を新たに規定したことによる条ずれ
第26条→第36条	(委任) 第26条 (略)	(委任) 第36条 (略)	・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ
	第4章 高知市公文書管理委員会	第4章 高知市公文書管理委員会	
第27条第1項 →第37条第1項	(設置等) 第27条 第10条第3項, 第21条第2項及び次条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため, 高知市公文書管理委員会 (以下「公文書管理委員会」という。) を置く。 2～9 (略)	(設置等) 第37条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため, 高知市公文書管理委員会 (以下「公文書管理委員会」という。) を置く。 2～9 (略)	・文言整理し, 第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ
第28条→第38条	(諮問) 第28条 市長は, 次に掲げる場合には, 公文書管理委員会に諮問しなければならない。 (1) 第5条第1項, 第3項若しくは第4項, 第7条第1項, 第9条第1項, 第10条第3項, 第13条, 第14条第1項, 第18条第1項から第3項まで, 第19条, 第20条若しくは第26条又は附則第6項の規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。 (2) 第8条第1項の規定に基づき公文書ファイル等を _____ 廃棄しようとするとき。 (3) 第8条第3項又は附則第6項の協議が終了したとき。 (4) 第24条の規定に基づき特定歴史公文書等を廃棄しようとするとき。	(諮問) 第38条 市長は, 次に掲げる場合には, 公文書管理委員会に諮問しなければならない。 (1) 第6条第1項, 第3項若しくは第4項, 第8条第1項, 第10条第1項, 第11条第3項, 第14条, 第15条第1項, 第19条第1項から第3項まで, 第20条, 第21条若しくは第36条又は附則第6項の規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。 (2) 第9条第1項の規定に基づき公文書ファイル等を引き続き保存し, 又は廃棄しようとするとき。 (3) 第9条第3項又は附則第6項の協議が終了したとき。 (4) 第34条の規定に基づき特定歴史公文書等を廃棄しようとするとき。	・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ ・公文ファイル等を廃棄する場合だけではなく, 移管する場合 (市長が引き続き保存する場合を含む) にも市長との事前協議後, 高知市公文書管理委員会に諮問をすることとする
第29条→第39条	(資料の提出等の求め)	(資料の提出等の求め)	・第37条の規定の修正による

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	<p><u>第29条</u> 公文書管理委員会は、<u>第27条</u>第1項に規定する事項</p> <p>に関する事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p><u>第39条</u> 公文書管理委員会は、<u>第37条</u>第1項に規定する事項（<u>第22条</u>第2項の規定による諮問に係る事項を除く。）に関する事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>る文言調整</p>
	<p>第5章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>	
第30条→第40条	<p>(研修)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p>	<p>(研修)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p>	<p>・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第31条→第41条	<p>(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p>	<p>(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)</p> <p><u>第41条</u> (略)</p>	<p>・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第32条→第42条	<p>(<u>公社</u>等の文書管理)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p>	<p>(<u>出資法人</u>の文書管理)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p>	<p>・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第33条→第43条	<p>(指定管理者の文書管理)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p>	<p>(指定管理者の文書管理)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p>	<p>・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
第34条→第44条	<p>(公文書管理規則の制定改正手続)</p> <p><u>第34条</u> 市長は、<u>第5条</u>第1項, 第3項若しくは第4項, <u>第7条</u>第1項, <u>第9条</u>第1項又は<u>第10条</u>第3項又は附則第6項の規則(次項において「公文書管理規則」という。)の制定又は改正に関し、<u>第28条</u>第1号の規定により公文書管理委員会に諮問しようとするときは、あらかじめ、関係する実施機関(市長を除く。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公文書管理規則の制定改正手続)</p> <p><u>第44条</u> 市長は、<u>第6条</u>第1項, 第3項若しくは第4項, <u>第8条</u>第1項, <u>第10条</u>第1項又は<u>第11条</u>第3項又は附則第6項の規則(次項において「公文書管理規則」という。)の制定又は改正に関し、<u>第38条</u>第1号の規定により公文書管理委員会に諮問しようとするときは、あらかじめ、関係する実施機関(市長を除く。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ</p>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
第35条→第45条	<p>第6章 罰則</p> <p><u>第35条</u> <u>第27条</u>第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p><u>第45条</u> <u>第37条</u>第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>・第4条, 第23条から第31条を新たに規定したことによる条ずれ</p>
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。ただし、第4章及び第6章の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第4章及び第6章の規定並びに次項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第3章の規定 別に規則で定める日</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 (略)</p>	<p>・施行期日及び経過措置について整理</p>
	<p>(施行日前公文書に係る経過措置)</p> <p>3 <u>第5条</u>, <u>第6条</u>及び<u>第8条</u>の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。</p> <p>4 実施機関は、施行日前に作成し、又は取得した公文書(以下「施行日前公文書」という。)について、<u>第5条</u>及び<u>第6条</u>の規定に準じて、整理し、保存しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、施行日前公文書について、当分の間、<u>第7条</u>に規定する公文書ファイル管理簿に記載しないことができる。</p> <p>6 実施機関は、保存期間が満了した施行日前公文書について、市長が規則で定めるところにより、<u>第8条</u>第1項から第3項及び第5項の規定に準じて、市長に協議し、及び _____ 市長に移管し、又</p>	<p>(施行日前公文書に係る経過措置)</p> <p>3 <u>第6条</u>, <u>第7条</u>及び<u>第9条</u>の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。</p> <p>4 実施機関は、施行日前に作成し、又は取得した公文書(以下「施行日前公文書」という。)について、<u>第6条</u>及び<u>第7条</u>の規定に準じて、整理し、保存しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、施行日前公文書について、当分の間、<u>第8条</u>に規定する公文書ファイル管理簿に記載しないことができる。</p> <p>6 実施機関は、保存期間が満了した施行日前公文書について、市長が規則で定めるところにより、<u>第9条</u>第1項から第3項及び第5項の規定に準じて、市長に協議し、及び市長が引き続き保存し、若しくは市長に移管し、又</p>	

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	<p>は廃棄するものとする。この場合において、前項の規定に基づき公文書ファイル管理簿に記載していない施行日前公文書を廃棄する場合には、実施機関は、あらかじめ、廃棄する施行日前公文書の一覧を公表しなければならない。</p> <p>7 市長は、<u>前項の規定により協議された施行日前公文書</u>が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該施行日前公文書を保有する実施機関に対し、当該施行日前公文書について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該施行日前公文書について、市長に移管_____し、又は保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p> <p>8 <u>前2項の規定により</u>_____市長に移管された施行日前公文書は、<u>市長に移管された</u>特定歴史公文書等とみなす。</p>	<p>は廃棄するものとする。この場合において、前項の規定に基づき公文書ファイル管理簿に記載していない施行日前公文書を廃棄する場合には、実施機関は、あらかじめ、廃棄する施行日前公文書の一覧を公表しなければならない。</p> <p><u>7 実施機関は、この条例の施行後速やかに、前項の規定による協議及び引き続き保存若しくは移管又は廃棄を行うものとする。</u></p> <p>8 市長は、<u>第6項の規定により協議された施行日前公文書</u>が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該施行日前公文書を保有する実施機関に対し、当該施行日前公文書について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該施行日前公文書について、市長に移管<u>(市長にあっては引き続き保存)</u>し、又は保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p> <p>9 <u>前3項の規定により市長が引き続き保存し、又は市長</u>に移管された施行日前公文書は、_____特定歴史公文書等とみなす。</p>	